

Weekly Report

第 774 号

令和6年12月2日

見直す方針の在職老齢年金制度等

厚労省では、社会保険に係る「106万円の壁」の見直し以外にも在職老齢年金制度や厚生年金の標準報酬月額なども見直す方向で検討しています。

◆在職老齢年金制度は撤廃や基準引上げを検討

在職老齢年金制度は、厚生年金の適用事業所で就労しながら老齢厚生年金を受給している方の賃金と年金額の合計（月額）が支給停止の基準額（令和6年度は50万円）を超える場合に、超える額の1/2が年金額から支給停止となる制度です（対象となる年金は老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は支給停止の対象外）。

厚労省は高齢者の就業を抑制しないなどの観点から、制度撤廃又は基準額引上げ（62万円・71万円）を行う方向で検討しています。

なお、本制度は賃金以外の収入（事業所得や不動産所得など）がある場合でも支給停止額の計算には含みません。また、本制度による支給停止相当分は年金の繰下げ受給による増額の対象になりません。

◆厚生年金の標準報酬月額の上限引上げを検討

社会保険（厚生年金・健康保険）の保険料は、被保険者の賃金を区分した標準報酬月額に各保険料率を乗じて算出しますが、現在、厚生年金の標準報酬月額は第1級（8万8千円）から第32級（65万円）までの32等級、健康保険は第1級（5万8千円）から第50級（139万円）までの50等級に区分されています。

厚生年金は健康保険と比べて上限が低く設定されており、上限等級（65万円）に多くの方が該当している状態が継続していることから、上限を引上げて等級を追加することを検討しています。

所得税調査で9964億円の申告漏れを把握

国税庁によると、令和5事務年度（令和5年7月～6年6月）に実施された所得税の調査等は、実地調査が4万8千件、文書や電話、来署依頼による簡易な接触が55万8千件であり、そのうち実地調査で4万件、簡易な接触で27万1千件に申告漏れ等の非違がありました。

また、実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5516億円（1件あたり1160万円）で追徴税額は1066億円（同224万円）、簡易な接触による申告漏れ所得金額は4448億円（同80万円）で追徴税額は332億円（同6万円）となり、申告漏れ所得金額の総額と追徴税額の総額は過去最高となっています。

★★★ 12月のチェックポイント ★★★

- ※年末調整で必要な各種申告書や証明書類を受理し確認します。所得控除を受けるには払込証明書類などの添付が必要なので提出を促します。
- ※年末・年始の資金繰りを再確認。売掛金の回収と同時に必要なら金融機関と早めに折衝します。
- ※業務が集中する時期なので、適切な労務管理を行い健康管理と労災防止に努めます。
- ※従来の健康保険証は新規発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します（従来の保険証も最大1年間は使用可能）。